
1. 計画の前提

1. 計画の前提

1.1 背景と目的

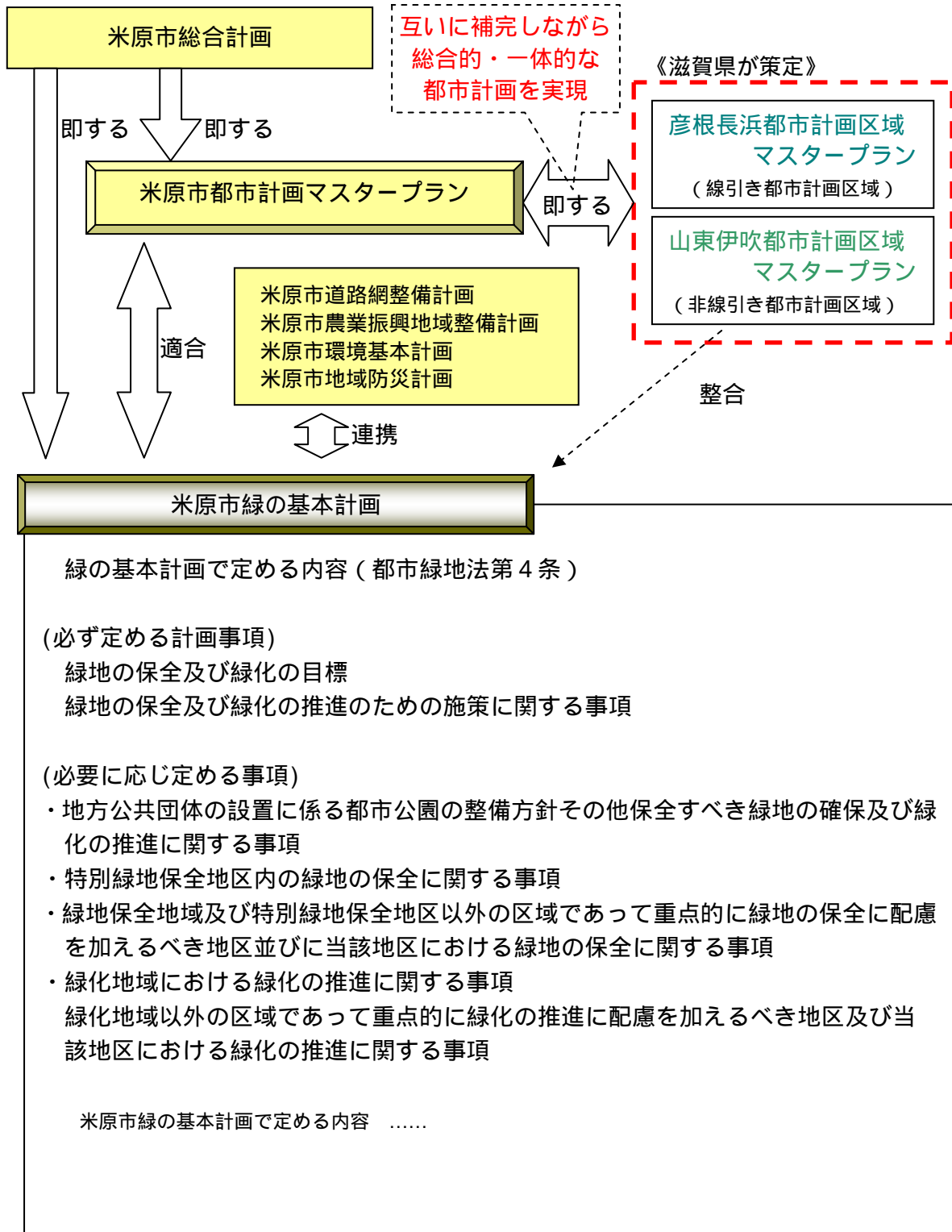
「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づいて市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。市が住民とともに、独自性・創意工夫を発揮した個性のある計画を策定することができます。また、事業の必要性や効果が明確となり、国・県の補助事業等の導入が容易になります。

計画においては、市の緑の現状や緑に対する多様な住民のニーズを踏まえ、公共施設としての緑や民有地の緑を幅広くとらえて、そのまちの将来における緑のあるべき姿(緑の将来像)を設定します。また、市街地の緑地面積率を定めて緑地整備の達成目標を明確にする他、公園緑地、河川、樹林地等を組み合わせ、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」など緑の有する機能を有効に発揮するように、緑の配置計画や実現のための施策の方針を定めます。

「緑の基本計画」を策定することによって、計画的に都市公園や緑地等の整備が出来ることと、法的な規制も含めた緑の保全・創出を推進することによって、緑豊かな潤いあるまちづくりを実現することができます。

1.2 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画の位置づけと計画で定める事項は以下のとおりです。

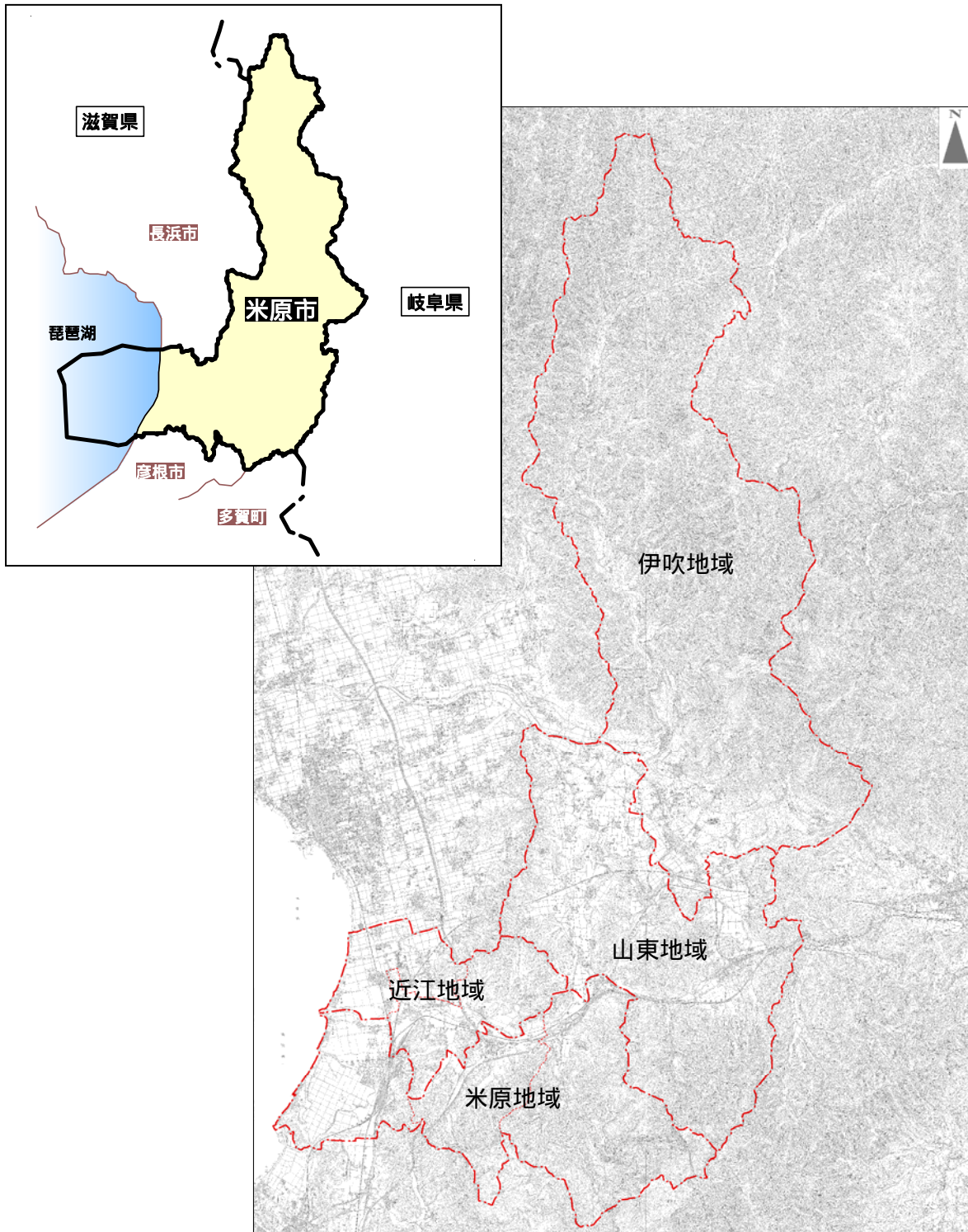


1.3 計画の内容と構成

対象区域

本業務は、米原市の全域（250.46km²）を対象とします。

琵琶湖分を含めた面積。本計画で示す図面では、行政区域として琵琶湖を含まないエリアを行政区域界として表示。



目標年次

米原市緑の基本計画は、概ね20年後を目標とした都市の将来像を展望した上で定めず。ただし、社会経済状況の大きな変動や上位関連計画などの改定に対して柔軟に対応するため、施策に関しては概ね10年後を中間年次、20年後を目標年次として計画を行います。

計画の構成

1. 計画の前提

- 背景と目的 : 緑の基本計画策定の背景と目的を示します。
緑の基本計画の位置づけ : 緑の基本計画の位置づけと計画で定める事項について示します。
計画の内容と構成 : 緑の基本計画の対象区域や目標年次、計画の内容と構成について示します。
対象となる緑の分類 : 緑の基本計画において対象となる緑の分類を示します。
上位計画・関連計画 : 緑の基本計画策定に関わる上位計画や関連計画等について整理します。

2. 現況調査

- 概況 : 米原市の概況、特性について整理します。
緑の現況 : 緑の基本計画で対象となる緑（施設緑地、地域制緑地）の現状について把握します。
系統別解析 : 現状把握した緑について緑地機能毎（環境保全系統・レクリエーション系統・防災系統・景観系統）で抽出し、緑が果たす役割について機能毎でとりまとめます。
アンケート調査 : 各自治会で緑に対する主な意見や要望についてアンケートを実施し、住民意向について把握します。
緑の課題 : 米原市における緑のまちづくりにあたっての課題を整理します。

3. 基本方針

- 基本方針の設定 : 米原市の緑の特性や地域ニーズ等を踏まえ、米原市における緑の将来像を示します。
施策の体系 : 緑の将来像を具現化するための施策の体系について示します。
計画のフレーム : 計画策定に当たっての目標年次や将来人口について設定します。
緑地の確保目標水準 : 目標年次における緑地の確保目標水準を示します。

4. 施策の方針

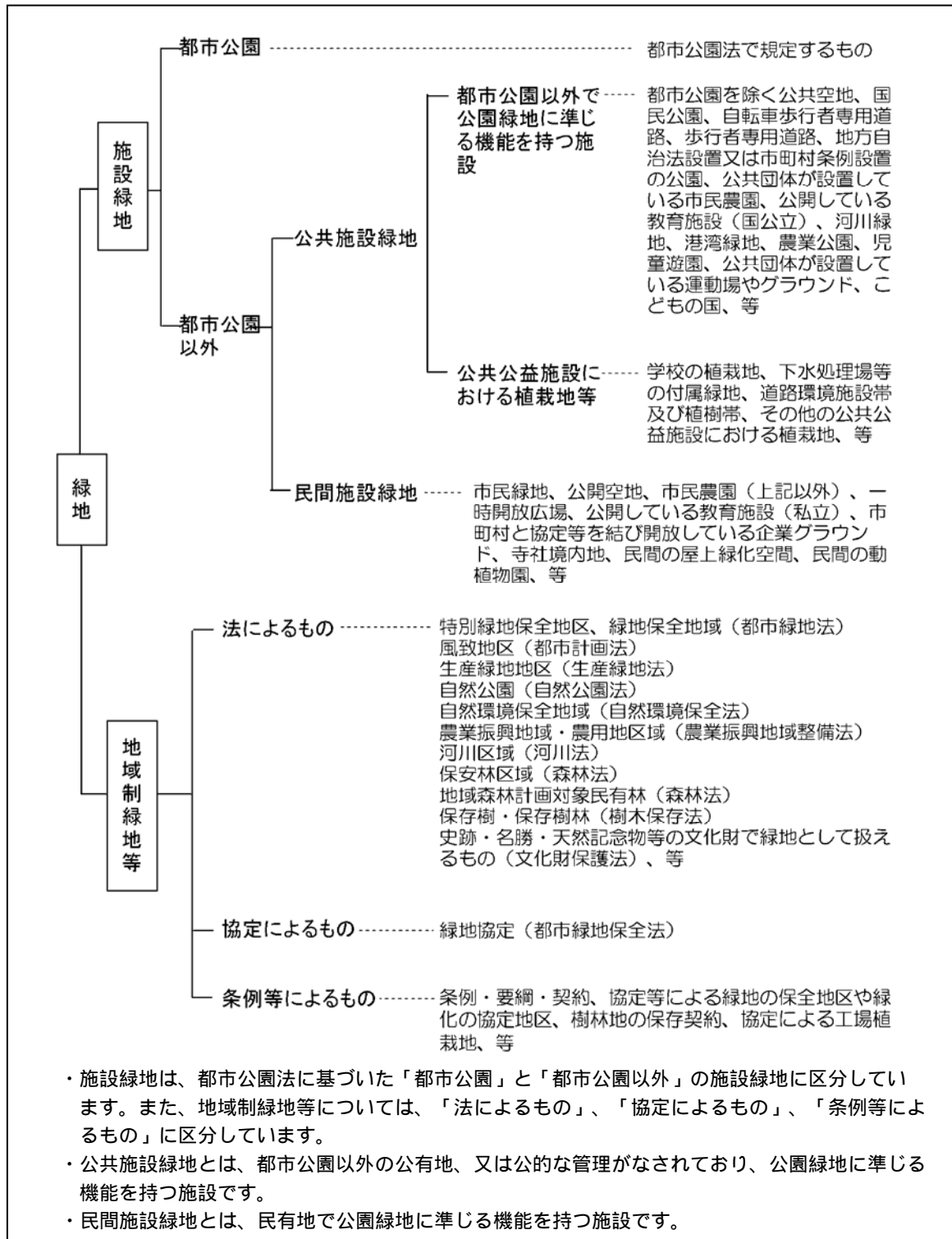
- 緑の創出・整備に関わる施策 : 都市公園などの配置計画や整備・管理の方針に関わる施策を示します。
緑の保全に関わる施策 : 地域制緑地を中心として、緑の保全に関わる施策を示します。
緑の育成に関わる施策 : 都市緑化の方針や緑化活動等の緑化推進方策を示します。
各施策における行政・市民・事業者のかかわり : 各施策実施にあたって、主体となる行政と市民、事業者のかかわりについて整理します。
施策の方針図 : これまでまとめた施策について平面図として示します。
地域別の施策等のまとめ : 地域別における緑地整備・保全・育成の方針について整理を行います。

5. 緑化重点地区計画

- 緑化重点地区の設定 : 緑化重点地区指定要件に基づいて、緑化重点地区を設定します。
地区別の計画 : 地区別の具体施策について整理を行います。

対象となる緑の分類

緑の基本計画において対象となる緑は、以下のように分類されます。



上位計画・関連計画

1) 米原市総合計画（平成19年9月策定）

【計画の性格】

米原市総合計画は、市民、地域、事業者等及び市がともに地域の振興や地域社会の課題解決に取り組み、協働のまちづくりの推進を図るための指針です。緑の基本計画は米原市総合計画に即して策定します。

【計画の期間】

平成19年度から平成28年度までの10年間

【基本理念と将来像】

人が元気

～人権が尊重され 若い力が育ち 思いやりと元気にあふれたまち～

まちに活力

～人々の協働と確かなまちづくりの歩みにより 未来への夢と交流がひろがり輝くまち～

風土に愛着

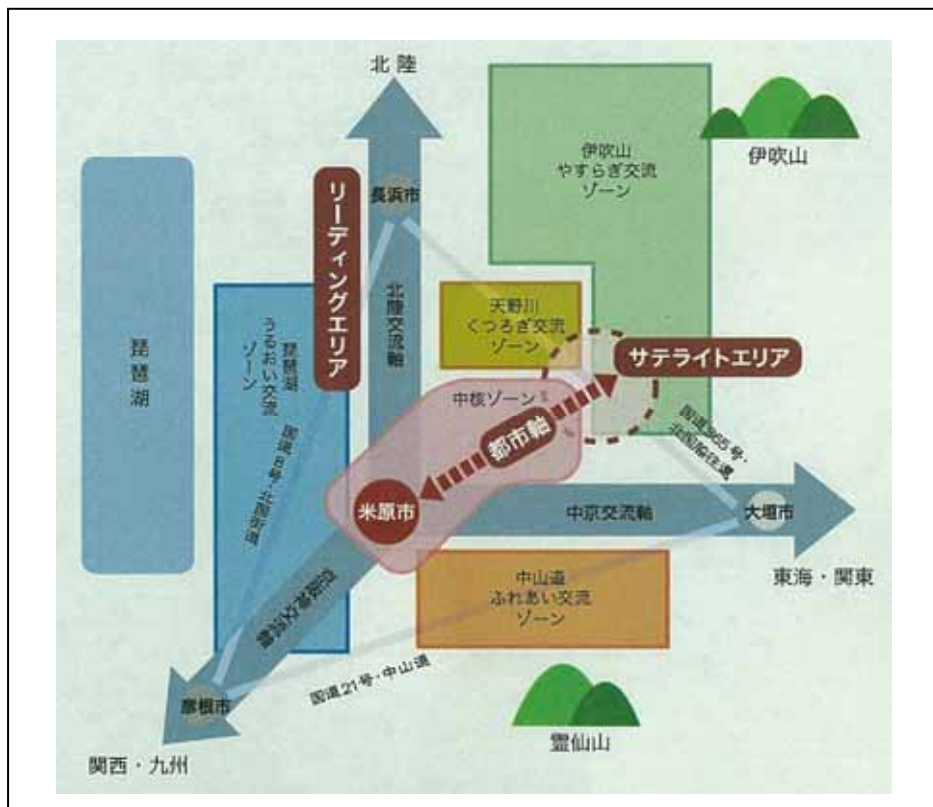
～恵まれた自然や歴史・文化を守り 心豊かな暮らしに活かすまち～

上記の基本理念を踏まえながら、本市のあるべき姿を表現した将来像を以下のとおり設定しています。

自然きらめき ひと・まち ときめく 交流のまち

【将来の都市構造】

将来の都市構造



2) 米原市都市計画マスタープラン（平成20年3月策定）

【計画の性格】

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すものであり、これからの都市づくりの指針として、目指すべき将来像と取り組みの方向を明確にし、市民と行政がそれらを共有しながら実現していくための計画です。緑の基本計画は都市計画マスタープランと適合を図り策定します。

【計画の期間】

概ね20年後を目標とした都市の将来像を展望し、施策に関しては概ね10年後を想定

【都市づくりの目標】

米原市総合計画で示す基本理念に基づき、都市計画マスタープランでは、米原市の将来像である「自然きらめき ひと・まち ときめく 交流のまち」の実現に向けて、次の4つを都市づくりの目標として設定しています。

- 豊かな自然を守り、やすらぎのあるまちづくり
- 誰もが安心して、生き生きと暮らすことのできるまちづくり
- 交流の拠点にふさわしい活力あるまちづくり
- 市民と協働で進める地域特性を活かしたまちづくり

【公園・緑地の方針】

公園緑地に関する方針については、以下のように設定しています。

水と緑に恵まれた、良好な都市環境の保全

都市の骨格を形成する山地・水辺の保全 / 身近な緑、歴史資源と一体となった緑、貴重な動植物が生息する環境の保全

集い、賑わい、憩う、交流の緑の整備

市内外の人が訪れられる場の整備・充実 / 都市公園の適切な配置と整備推進

草の根広場等既存施設の整備充実や活用 / 景観や防災機能の向上につながる公園緑地の整備

緑をみんなで育成し、緑で市全体をつなぐ

水と緑のネットワークの形成 / 緑環境に包まれた交流空間の創造 / 市民参加による緑化の推進 / 里山の活用

将来都市構造図

